

福井県職員の高齢者部分休業制度に関する条例について

1 趣旨

地方公務員法の改正による職員の定年年齢引上げに伴い、職員の加齢による諸事情への対応や地域貢献活動への参画など、職員の多様な働き方のニーズに対する選択肢の1つとして「高齢者部分休業制度」を導入するため、本条例を制定する。

2 概要

(1) 取得可能年齢(第2条関係)

職員が「50歳」に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の日から取得可能

(2) 休業時間(第2条関係)

1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内において、「5分」を単位として、人事委員会規則で定める範囲内※
※週10時間以内

(3) 給与の取り扱い(第3条関係)

高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額して支給

(4) 退職手当の取扱い(第4条関係)

高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない時間の2分の1に相当する期間を、在職期間から除算

(5) その他

・高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、または休業時間を短縮することができる。(第5条関係)

・既に高齢者部分休業をしている職員から申し出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができる。(第6条関係)

3 施行日

令和6年4月1日